**持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の骨子に関する意見書**

提出日： 平成28年10月31日

氏名： 敦賀 一平

今回提出させて頂く意見は、国外の取り組みに係るものである。これらは新しい事業形成を促すものではなく、日本がこれまで実施してきた取り組みや現在実施中の取り組みの「見せ方（発信の仕方）」を工夫することで、日本のSDGsへの貢献をより効果的に国際社会へ発信することを念頭に置いている。なお、以下の意見は個人のものであり、所属機関の見解ではない。したがって、メールアドレスは個人のものを記載している。

記

**１． SDGs実施指針骨子**

総論として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を通じた日本の取り組みを、UHC（SDG 3.8）だけでなく、社会保障（SDG 1.3）や不平等是正（SDG 10.4）とも関連付けて指針を検討し、より多くのチャンネルで国際的に発信をしていくことを提案したい。

ミレニアム開発目標（MDGs）からSDGsへの移行で最も大きな変化は、貧困の削減から撲滅へと舵を切ったことにある。貧困撲滅を念頭に置いた場合、貧困状態から脱出した低所得者層・中間層が再び貧困状態に陥らないための政策・制度設計が重要となる。開発途上国の低所得者層・中間層は、病気・災害・高齢化など、ライフサイクルで誰にでも起き得るショックによって貧困へ陥るリスクをはらんでいる。したがって、貧困撲滅を掲げるSDG 1の重要なアプローチとして、社会保障システム（健康保険、老齢年金、失業保険、生活保護等）の包括的な整備が、2030年までの喫緊の課題として国際的に認知されている（SDG 1.3）。

日本が推進するUHCのコンポーネントには、貧困層に対する健康保険（医療保険）の拡充が入っている（参照：ケニア国「[ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款（JICA）](https://www.jica.go.jp/press/2015/20150818_01.html)」）。その点で、社会保障の拡充を促すSDG 1.3と深い関連性がある。

また、UHCと社会保障を関連付けるのであれば、不平等是正（SDG 10.4）への貢献も併せて発信することが可能となる。UHCのコンポーネントにある貧困層に対する健康保険の拡充に関する政府予算は、開発途上国では税財源となることが多い。開発途上国の低所得者層は保険料を免除（減額）されることが多く、社会保障制度が所得再分配（不平等是正）の役目を果たすことが期待されている。

以上を踏まえれば、日本政府が既に行っているUHCに関する開発援助を、UHC（SDG 3.8）だけでなく社会保障（SDG 1.3）や不平等是正（SDG 10.4）と関連付けることが可能である。これによって、社会保障や不平等といった保健以外のチャンネルで日本の貢献を国際的に発信することが可能となると考えられる。

**２． 実施指針付表骨子（具体的施策）**

上記を踏まえ、実施指針付表骨子「２．健康・長寿の推進（3頁）」を以下のとおり修正・加筆することを提案する。

**（１） SDGsとの関連**

（修正前）特に関連が深いと思われるSDGs：3（保健）等

（修正後）特に関連が深いと思われるSDGs：1（社会保障）、3（保健）、10（不平等是正）等

理由：上記１に記載のとおり。

**（２） アジア地域の高齢化への対応**

（追記）アジア地域の社会保障システム拡充へ向けた支援の実施（厚生労働省）【1.3、10.4】

理由：日本は国際労働機関（ILO）を通じてアジア地域の社会保障システム拡充に継続的に貢献してきており、SDGsと関連付けて日本の貢献を発信していく価値があると思われる。2013年10月に採択された「社会保障システム拡充に関するASEAN宣言（ASEAN Declaration on Strengthening Social Protection）」は、[ILOを通じた日本の支援](http://www.social-protection.org/gimi/gess/ShowProjectWiki.action?wiki.wikiId=975&pid=1385)による実績である。また、ASEAN諸国は同宣言に基づき、社会保障システムを整備する実施段階に移行しつつあり、日本は引き続き[ILOを通じた支援を継続（ベトナム、インドネシア）](http://www.ilo.org/asia/whatwedo/publications/WCMS_507915/lang--en/index.htm)している。

**（３） 開発途上国の保健システム強化を通じたUHCの実現**

（追記）UHCの推進を通じた社会保障システム整備支援の実施（外務省、JICA）【1.3、3.8、10.4】

理由：上記１に記載のとおり。

以上